

第12章 人権教育

Ⅰ 人権及び人権教育

(1) 人権とは

人権という言葉は、「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うことを意味する。

(2) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいうものとしている。その目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要である。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめることができるような感性や感覚、すなわち人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

人権教育の推進についての基本方針（2008年 奈良県教育委員会）では、人権教育を、「自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動」と定義している。「人権の実現」とは、一人一人が自分らしく生きていける社会をつくり出すとともに、社会をよりよく向上させていこうとする積極的な面を表している。

「人権の擁護」とは、人権が守られた状態を保持するとともに、人権が侵害されているときはそれを回復することである。「総合的な教育活動」とは、すべての教育活動の基盤に人権教育の理念をしっかりと根付かせ、教育活動（学校教育、社会教育）全体を通して取組を進めなければならないということの意味している。

(3) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。

人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、意欲、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力は、「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」という3つの側面から捉えることができる。これらは、本来それぞれが独立しているものではなく、互いに深く関連し合っている。3つの側面を関連させて学習することで、人権に関する知的理解と人権感覚が結び付き、自他の人権が尊重されていることの妥当性を肯定し、逆にそれが侵害されることの問題性を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする意識・意欲・態度が芽生えてくる。さらに、その意識・意欲・態度を実践行動に結び付けることができるようにすることが求められる。

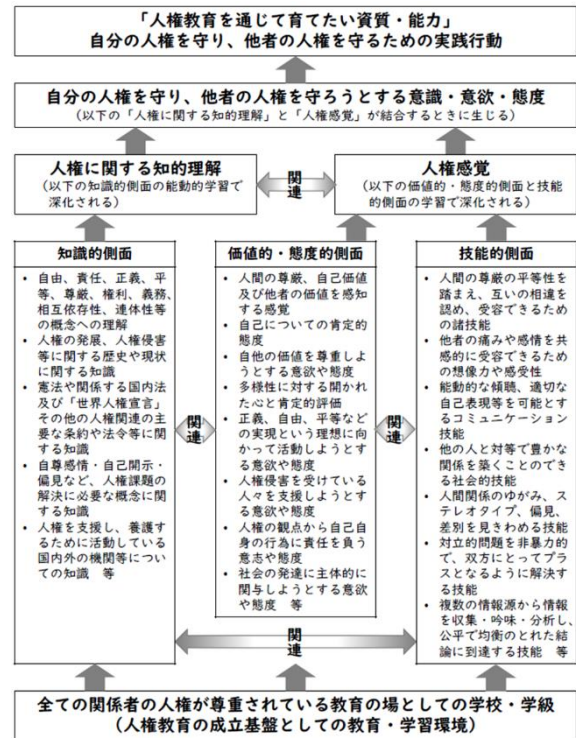


図1 人権教育を通じて育てたい資質・能力

2 人権教育を推進する上での今日的な課題

一人一人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付けること、その意識を態度や行動に表せること、さらには、全ての人の人権が尊重される社会を実現することなどを目指し、人権教育をより一層充実させることが求められる。

人権に対する意識の日常化

人権の尊重は、全ての人の関わる重要な課題であるにもかかわらず、人権問題については、未だに「一部の差別されている人たちだけの問題」「自分にとっては避けたい問題」として捉えてしまっている人が多いという傾向がうかがえる。自分自身が生まれながらにもつ権利について学習し、自らの暮らしと重ね、そこから生じる思いや願いの具現化を図る活動へとつなぐことにより、人権に対する意識の日常化を図ることが大切である。

人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養

人権に関する知的理解としては、人が生まれながらにもっている必要不可欠な様々な権利を人権として具体的に知ることをはじめ、自由や責任などについての概念、人権に関する条約や法令、人権に関する歴史や現状、人権を支援する機関などについての知識を深めることが求められる。

また、人権が擁護され、実現されている状態を感知した時には、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知した時には、それを許せないとする人権感覚は、身の回りのできごとにどのように目を向けどう捉えているかを日常的にふり返るとともに、そのことについて身近な人と対話することを通して磨き続けることが必要である。

自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成するには、この二つを結び付けることが大切である。

人権に照らした学習活動の充実

すべての教育活動は、人が幸せに生きていくために必要な知識や技能を身に付けることを目的としていることから、それ自体が人権教育の理念に基づいたものであると言える。したがって、

学校教育における教科等の指導や、社会教育における学びの場の企画・運営などにおいては、それぞれの教科や活動の目標やねらいを人権教育を通じて育てたい資質や能力（1(4)参照）に結び付けて取組を進めることが大切である。

また、教職員が意図する・しないにかかわらず、子どもはその置かれた環境から多くのことを学ぶ。そうした点から、学習活動の在り方にも気を配り、取組を進めることが求められる。

自尊感情の醸成と集団づくり

自らを大切な存在とする感情（自尊感情）は、人と人との関わりの中で自分が受け止められていると感じることにより育まれる。「自分も他の人も大切にしながら合える」人間の育成に向け、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を明確にし、相互に連携しながら、全ての人にとっての居場所づくりを進めるとともに、その場において一人一人が活かされる集団づくりの取組を進めることが求められる。

実践行動につながる人権学習の創造

私たちの周りには様々な差別問題や人権侵害の解決に積極的に関わろうとする意識・意欲・態度を育成し、具体的な実践行動へとつなぐ人権学習が求められる。そうした学習活動を行う際には、「ちがいを否定したり、差別したり排除したりするようなことはあってはならない」「科学的認識に基づいて人権問題を捉えることを大切に、元々ちがいのないことに対してあえて差異を作り、人権を侵害するといった非科学的な行為を許してはならない」「個別の人権問題についての学習に当たっては、他の個別の問題と関連付けて取り組まなければならない」といった点を踏まえておく。

「地域に学ぶ」取組の推進

差別意識の解消については、その意識を支えるものの見方や考え方が地域社会に存在していることから、日々の暮らしの中にある課題を捉えた取組として進めることが必要である。「地域に学ぶ」ことを大切に、「人はなぜ差別をするのか」という課題にも迫りながら、人と人との関係を豊かに結ぶことができる「人づくり」、全ての人の人権が尊重された包摂の「まちづくり」「社会づくり」を進める必要がある。

3 学校における人権教育

(1) 人権教育を進める基本的な3つの視点

人権を日常の暮らしに根付かせるためには、学校や家庭、地域のそれぞれの場で人権教育の具体的な取組を進める必要がある。とりわけ、学校は、発達期にある子どもたちに生涯にわたる学習活動の基礎を培い、それぞれの可能性を最大限に伸ばすための力を養う場であることから、具体的な展開の中で人権を尊重する教育が整えられなければならない。そこで、人権が尊重される学校文化の具体像をイメージしながら、基本的な視点を次の3つにまとめた。

自己実現の視点

一人一人の自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、自らの可能性を最大限に発揮できているか

共生の視点

すべての人が一人一人のちがいを豊かさとし、他者を大切な存在として捉えることができているか

人間関係づくりの視点

一人一人が大切な存在として捉えた「つながり」を築けているか、その「つながり」をより深いものにできているか

(2) 人権教育を進める7つの取組

本県においては、2008年に策定された「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿って、人権教育を推進するための具体的な取組を進めている。2019年に策定された「人権教育推進プラン」においては、教職員による人権教育の取組がより一層具体的に進められるよう、「基本方針」の留意点に沿って、以下の7つの取組を提起している。



図2 人権教育推進プラン

- ア 一人一人が大切にされる「場」づくり
自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で進めるために
- イ 教育の機会均等の保障
教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成するために
- ウ 「人」について、「権利」についての学習
人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくむために
- エ 様々な人権問題についての学習
豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図るために
- オ 出会いから対話・交流、そして互いの理解へ
様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむために
- カ 生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくり
生涯にわたる学習を通して、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指すために
- キ 資料等の充実、学校・家庭・地域の連携
人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取組を行うために

(3) 学校における人権教育の目標

人権尊重の理念について、児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるということが出来る。

この「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」については、そのことを単に理解するに止まることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められる。一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

(4) 人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立つ学校づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

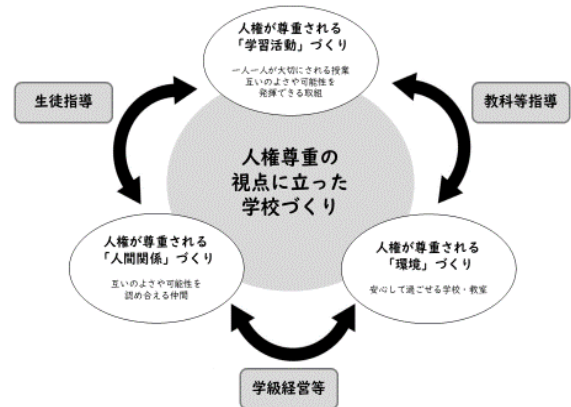


図3 人権尊重の視点に立つ学校づくり

4 奈良県における人権教育の歩み

本県では、早くから同和教育の取組が進められた。その取組の深化と広がりの中、同和教育は、様々な差別をなくし人権意識を向上させる人権教育としての役割を果たしてきた。「人権尊重の精神に徹し、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力をもった人間を育てること」（「同和教育の推進についての基本方針」）という目的は今後も大切にされるべき理念である。

(1) 同和教育の歩み

昭和20年代、同和地区児童生徒の不就学や長期欠席の割合は、県全体に比べてかなり高い状態にあった。このような現実から、教育権の保障のために取り組まれたのが、同和教育実践の始まりである。県では、昭和20年代の半ばから同和教育の推進を教育行政の重点課題として位置付け、同和問題に関する教育課題の解決を目指して、奨学金制度をはじめ様々な施策を講じることとなった。

国においても、同和問題の完全解決を願う運動が高まる中、1960年、この問題に関わる基本的政策を明らかにするため、同和对策審議会が設けられ、5年間の調査や審議を経て、1965年8月に政府に対する答申が出された。県教育委員会が、「同和教育の推進についての基本方針」を示したのは、その翌年の3月である。以後、様々な取組により、同和問題にかかる教育上の格差は改善を見せるようになった。また、そうした取組が進められる中で、様々な人権課題の解決を目指す営みも広がり深まりをもつに至った。しかし、同和問題については、現在でも結婚問題やインターネットへの書き込みによる人権侵害事象等が見られ、様々な人権課題についても完全な解決には至っていない。さらに、社会の変化に伴う新たな人権問題も顕在化してきている。

(2) 人権教育としての発展

こうした中、1994年には国連による「人権教育のための国連10年」が決議され、人権教育の取組が展開された。国では、1997年に国内行動計画を策定し、県も1998年に奈良県行動計画を策定した。さらに県教育委員会では、2001年に「人権教育推進プラン」を策定し、これまでの同和教育の経緯と成果を踏まえ、人権が尊重される学校文化の創造を目指し、学校における人権教育の積極的な推進の必要性を示した。

さらに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年）が策定され、県でも「奈良県人権施策に関する基本計画」（2004年）、「人権教育の推進についての基本方針」（2008年）を策定するなど、人権教育を推進し、更なる定着を図るための環境整備が進んできた。

それでもなお、多様化・複雑化する人権に関する課題に対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成を図るため、全ての教育活動を人権尊重の精神に基づいて展開していくことを

より一層、具体的に推進することを求め、2019年に新しい「人権教育推進プラン」を策定した。

(3) 人権教育の推進のために

ア 奈良県教育委員会作成の人権教育資料

(ア) 人権教育学習資料集「なかまとともに」

各学校に児童生徒数分配置。

教員向け指導資料集も作成し、各校に配布するとともに、人権・地域教育課人権教育系のホームページにも掲載している。

(参照：<http://www.pref.nara.jp/3326.htm>)

(イ) 人権教育指導資料集「人権教育の手びき」

毎年テーマを定めて作成し各学校等に配付。

(ウ) ハンセン病問題学習教材「心の架け橋」

各小学校に5・6年生の児童数分配置（小学校以外には学年数＋1部配布）。



図4 各種人権教育資料

イ 奈良県立同和問題関係史料センター

地域社会に存在する様々な人権課題の解決に向け、次のような事業を行っている。

(ア) 史料の調査収集及び研究

(イ) 史料集・研究紀要などの発行

(ウ) 史料展示・県民歴史講座・人権教育地域教材作成講座の開催など

(エ) 部落問題学習や人権を視点とした地域学習などの研修（フィールドワーク等）

問合せ：奈良県立同和問題関係史料センター

〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23番1号

TEL：0742-64-1488 FAX：0742-64-1499



図5 奈良県立同和問題関係史料センター展示室

【おもな参考資料】

- ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導の在り方編
(2008年 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)
- ・人権教育の推進についての基本方針(2008年 奈良県教育委員会)
- ・人権教育推進プラン～一人一人が大切にされる教育を目指して
(2019年 奈良県教育委員会)